

◇大阪市における学校選択制◇

学校選択制の実施状況

① 主な類型

a 自由選択制	当該区内のすべての学校を選択
b ブロック選択制 [ブロック制]	区内をいくつかのブロックに分け、そのブロック内の学校を選択
c 隣接区域選択制 [隣接制]	当該通学区域と隣接する学校を選択

学校選択制の基本内容

① 選択の機会・対象者

- ◇ 選択の機会は、小中学校に入学する際の各1回のみ
- ◇ 対象は、新小学1年生及び新中学1年生

② 選択できる範囲

- ◇ 当面、1つの行政区内での学校選択とする。
- ◇ 通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できる。

③ 各学校の受け入れ

- ◇ 学校選択による生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則行わない。
- ◇ 受け入れ可能な学級数は、1学級分の増加を上限。

④ 学校選択の方法

- ◇ 学校希望調査票は期間内に全員が提出。
(通学区域内の学校を希望する場合も提出)

⑤ 選択による優先 ※区によって異なる

- ◇ (a)～(d)を優先扱いが可能。(a)は必ず優先扱い)

(a) 通学区域内に居住
(b) きょうだい関係
(c) 自宅からの距離
(d) 進学中学校(選択した小学校の通学区域にある中学校)

⑥ 通学

- ◇ 原則徒歩で自転車の利用は禁止

各区学校選択制の制度状況(R5.7時点)

区名	学校選択制									選択希望
	小学校			中学校			優先関係			
	開始年度	類型	校数	開始年度	類型	校数	通学距離	きょうだい	進学中学校	
北	28年度	ブロック選択制 (中学校区)	11	26年度	自由選択制	5	×	×	×	小:第1希望のみ 中:第2希望まで
都島	27年度	隣接区域	9	26年度	自由選択制	5	×	×	×	第2希望まで
福島	27年度	ブロック選択制 (中学校区)	9	26年度	自由選択制	3	×	○	×	第2希望まで
此花	26年度	自由選択制	8	26年度	自由選択制	3	×	○	○	第2希望まで
中央	26年度	自由選択制	7	26年度	自由選択制	3	×	○	○	小:第3希望まで 中:第2希望まで
西	27年度	隣接区域	8	26年度	隣接区域	3	×	×	×	第2希望まで
港	27年度	隣接区域	11	26年度	自由選択制	5	×	小のみ ○	×	第1希望のみ
大正	27年度	自由選択制	10	27年度	自由選択制	4	○	○	○	第2希望まで
天王寺	27年度	隣接区域	8	27年度	自由選択制	3	○	○	○	第2希望まで
浪速	31年度	自由選択制	6	30年度	自由選択制	3	×	○	○	第1希望のみ
西淀川	26年度	隣接区域 (徒歩30分以内)	13	26年度	自由選択制	4	○	○	○	第2希望まで
淀川	26年度	隣接区域	17	26年度	隣接区域	6	×	○	○	第2希望まで
東淀川	27年度	自由選択制	16	27年度	自由選択制	8	×	×	×	第2希望まで
東成	27年度	隣接区域	11	27年度	自由選択制	4	×	×	×	第2希望まで
生野	H31年度一部 R4年度全部	自由選択制	14	H27年度一部 R4年度全部	自由選択制	8	小のみ ○	○	○	第2希望まで
旭	26年度	隣接区域	10	26年度	隣接区域	4	○	○	○	第2希望まで
城東	27年度	隣接区域	16	27年度	自由選択制	6	×	×	×	第3希望まで
鶴見	27年度	自由選択制	12	26年度	自由選択制	5	×	○	○	第2希望まで
阿倍野	27年度	自由選択制 (概ね2km以内)	10	27年度	自由選択制	5	×	○	×	第3希望まで
住之江	27年度	自由選択制 (概ね2km以内直線1.5)	14	27年度	自由選択制	7	×	×	○	第2希望まで
住吉	26年度	自由選択制	14	26年度	自由選択制	8	×	×	×	第2希望まで
東住吉	27年度	自由選択制	14	27年度	自由選択制	7	×	×	×	第2希望まで
平野	27年度	隣接区域	22	27年度	自由選択制	11	×	×	×	第2希望まで
西成	27年度	隣接+ブロック (中学校区)	10	27年度	自由選択制	6	×	○	×	第2希望まで



[トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [教育（小学校・中学校・小中一貫校）](#) > [学校選択制](#) > [学校選択制](#) >

東住吉区の学校選択制の方針

東住吉区の学校選択制の方針

ページ番号：258526 2023年6月19日

学校選択制について

平成27年度からの学校選択制の導入に向けて、区民のみならず、区内の市立小中学校・保育所・私立幼稚園・保育園、東住吉区PTA協議会等様々な方々と意見交換を重ね、パブリック・コメント手続きを経て策定した区の方針案が、平成27年2月4日の教育委員会会議において決定されました。

東住吉区では、平成27年4月より、東住吉区内の市立小・中学校において、学校選択制を導入しています。区の方針の概要は次のとおりです。

なお、お住まいの通学区域（地元校区）の学校を希望する場合は、必ず入学できます。

《これまでの取り組み》

[平成25年11月～12月実施のパブリック・コメント手続きの結果](#)

東住吉区の学校選択制の方針

導入する時期及び類型

- 平成27年度から区内の市立小学校・中学校ともに自由選択制(注1)で実施しています。

(注1) 自由選択制とは、区内のすべての市立小中学校について選択を認める制度です。

選択の機会・対象者

- 選択できる機会は、小中学校に入学する際の1回のみです。
- 選択できる対象者は、翌年度、小中学校に入学予定の区内在住者です。
- 入学後、進級時等で、学校を選択することはできません。特別な事情（指定校変更）が認められる場合は、他の学校に転校することが可能です。
- 転入者は、受け入れに余裕のある学校から選択できます。ただし、A.通学区域内の児童生徒だけで教室が不足になる可能性があり、受け入れができない学校、B.希望調査の結果、抽選を実施した学校・学年は除きます。なお、学校選択希望調査票の提出期限後の転入者についても、上記転入者と同じ取り扱いとします。

選択できる範囲

- 東住吉区内の市立小中学校の中から選択できます（区外の学校は選択できません）。
- 通学区域は残し、通学区域内に居住する児童生徒は、必ず通学区域の学校に就学できます。
- 公平な選択を確保するため、選択に際しての次の事項の優先はありません。

●きょうだい関係

選択した通学区域以外の学校に兄や姉が在学する弟や妹が、兄姉が在学する学校を希望する場合でも、優先扱いません。※新1年生同士のきょうだい（双子等）に関しては、希望調査での申請により、抽選時に1組として扱うことができます。

●進学中学校

小学校への入学時に、進学中学校の異なる通学区域以外の小学校を選択した場合、中学校進学時に在学していた小学校の進学中学校を希望しても優先扱いません。（小中一貫校を除く）

各学校の受け入れ

- 学校施設（教室数）の収容面で、通学区域外からの受け入れが可能な学校を対象に実施します。学校選択による児童生徒数の増加を理由とした増築等の対応は、原則として行いません。
- 通学区域内に居住する児童生徒だけで教室不足となる可能性が高い学校については、受け入れ制限を行います。収容対策上、通学区域外から受け入れできない学校については、毎年度秋頃に、各学校の受け入れ人数、学級数とあわせて公表します。
- 実際の受け入れ人数は、年度途中の転入者等で学級数が増えないように年度途中の転入者や指定校変更の人数を受け入れることを考慮して、毎年度秋頃に、各学校の受け入れ人数と学級数を算定し、公表します。
- 受け入れ可能な学級数は、必ず入学を保障する通学区域内の就学予定の児童生徒の学級数に1学級分の増加を上限とします。

学校選択の希望調査

- 毎年秋頃、翌年度入学予定者全員に、「学校案内」、学校希望調査票（1次希望調査）を送付します。
- 学校選択の希望調査票は、定められた期間内に提出してください。
- 複数校希望の場合は、第2希望まで選択できます。
- 1次希望調査の結果は、区ホームページ等で公表します。
- 希望調査票提出以降に、希望内容を変更される場合は、指定する期間に希望変更の申請を行ってください。
- 変更申請を加えた最終希望調査結果を再度、区ホームページ等で公表します。

通学

- 小中学校とも原則徒歩であり、自転車の利用は禁止とします。例外的に公共交通機関の利用を認める場合がありますが、費用は保護者負担とします。
- 通学区域外の学校を選択する際には、自宅から学校までを歩くなど、各ご家庭で事前に通学路等ご確認いただいたうえで、通学の負担や安全等を考慮して保護者の責任において選択してください。

指定校変更の基準の拡大について

- 区で設定できる「通学の距離」「部活動」等については、学校選択制の導入により対応が可能であることから、東住吉区においては設定いたしません。

大阪市の指定校変更について


障がいのある児童生徒等の就学について

- 障がいのある児童生徒の就学については、早い時期から個々に就学相談を実施し、子どもの障がいの程度や状況、子どもや保護者の意向を聴いた内容を踏まえ丁寧に対応します。
- 学校選択制においては、障がいのある児童生徒の受け入れについては、通常学級とは別に算定します。

- 指定校変更において、通学区域以外の学校に就学したい場合は、個別対応します。
- 長期の通院加療やいじめ等、心身的及び家庭的な事情等により特に教育的配慮を要する児童生徒についても、個別に相談を受け、子ども本人の心身の状況や本人及び保護者の意向を踏まえ、丁寧に対応します。

年間の予定

- 【9月～10月】 学校案内・学校選択制希望調査票の送付、提出
- 【11月～12月】 結果の公表、公開抽選の実施、就学通知書の発送
- 【2月】 補欠登録者の繰上げ

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページに対してご意見をお聞かせください

このページの作成者・問合せ先

大阪市東住吉区役所 区民企画課区民企画グループ

〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号

電話：06-4399-9734

ファックス：06-6629-4564

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

学校選択制にかかる検証報告書

令和5年3月

大阪市教育委員会

おわりに

学校選択制については、平成26年度入学から一部の区において制度を開始し、順次拡大のうえ、平成31年度入学から全区において実施しており、制度利用により居住区の通学区域以外の学校に就学している児童生徒については年々増加しているところであるが、より良い制度とするために制度導入の際に期待していたメリットや課題などについて、令和2・3年度に行ったアンケートの分析や今年度実施した学校長との意見交換等をもとに、ワーキンググループでの検証を行った。

学校選択制は多くの保護者から良い制度であると評価されていることから、今後とも制度実施は必要と考えているが、各区の実情により設定されている優先の整理や類型について、今後さらに良い制度としていくために、時代の変化に伴った検討も必要ではないかと考える。

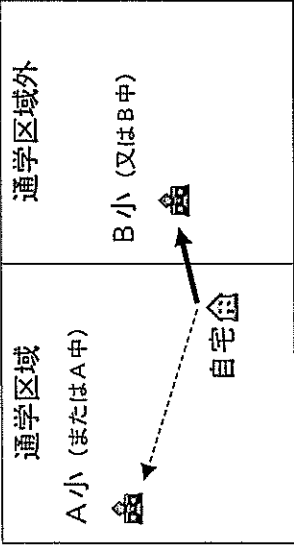
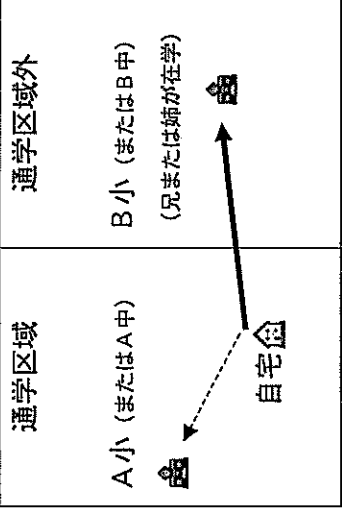
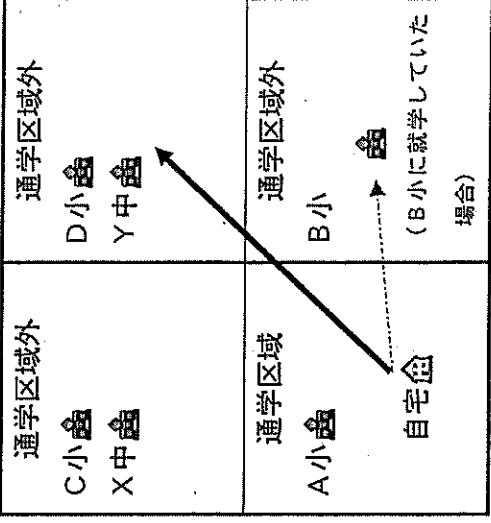
学校選択制は就学すべき学校の指定に先立ち、保護者が理由を問わず希望調査票の提出により学校を選択することが可能となる制度であるが、保護者は学校を選択するにあたり、学校のホームページや学校選択制の独自の取り組みである「学校案内」や「学校説明会」によって学校の特色ある取り組みなどの情報を収集しており、これらの情報発信が効果的に作用し、保護者が学校教育に深い関心を持つようになったことが検証から見えている。また、事実と異なる風評やいわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶ事はあってはならないことであり、風評被害を防止するうえでも、今後とも積極的な正しい情報発信に努めるとともに、本市を取り巻く人権課題の克服に向け、人権教育・啓発にかかる施策を推進する。

通学路の安全確保については、学校選択制においても課題の一つであるが、小学校の選択理由の多くが自宅から学校が近いことを理由としていることから、学校選択制が安全確保の一役を担っているともいえるが、学校選択制に限らず通学路にかかる安全確保は課題であり、現在、関係各所において各種の取り組みが実施されており、社会全体で連携して取り組むことにより、安全確保の向上に繋がるものと期待される。

今回の検証によって保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきているが、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題や、荒れた状況等が続き多くの児童生徒が他校を選択する場合など、課題の固定化につながらないように、区と連携して重点的に支援を行う必要があると考える。特に児童生徒数が過大な学校への受け入れについては、通学区域外からの就学が多くなると教室の確保など教育的課題がさらに増すと考えられることから、検討する必要があるように思われる。

今般の検証をもとに、学校の負担を軽減し、子どもたちの最善の利益を図るため、今後とも学校、区、関係機関と連携を図りながら、学校選択制などの就学制度そのものが今後とも良い制度となるよう取り組んでまいりたい。

図一〇 学校選択制において採用することができる優先制度の内容と事例イメージ図

通学距離優先	きょうだい優先	進学中学校優先
<p>A小学校が通学区域の学校であるが、区域外のB小学校の方が近い(最も近い)場合、優先扱いとするもの。(中学校の場合も同様)</p>	<p>兄や姉がB小学校に既に就学している場合、弟や妹が学校選択制でB校を希望する場合、優先扱いとするもの。(中学校の場合も同様)</p>	<p>小学校の入学時に進学中学校の異なる通学区域の小学校(B小(またはD小))を選択した場合、中学進学時には就学した小学校(B小(またはD小))の進学中学校(Y中)を希望する場合には、優先扱いとするもの。(中学進学時のみ)</p>
		

表一〇 学校選択制において採用することができる優先制度の種類とその優先制度を採用した場合に想定されるメリット・デメリット

優先制度の種類	各優先制度の内容	当区の小中学校における現状	その優先制度を採用した場合に想定されるメリット	その優先制度を採用した場合に想定されるデメリット
通学距離優先	自宅から最も近い通学区域外の学校を希望する場合、抽選において優先扱いとする。	採用していない*	・通学の負担の軽減や安全性の向上が期待できる。	・学校選択制においては区（行政区）を超えた選択はできないこととしており、例えば区の境に近い場所に居住している方々にとっては常に本優先制度の対象外となる。
きょうだい優先	選択した通学区域外の学校に兄や姉が在学する場合、抽選において優先扱いとする。	採用していない*	・きょうだい同一校になることにより保護者の負担軽減が期待できる。また、下の子がより円滑に学校になじみやすくなることなどが期待できる。	・きょうだいがいない子どもは常に本優先制度の対象外となる。（きょうだいの有無という条件で対応に差が生じる） ・特に「受入可能人数」が少ない場合には、きょうだい優先者のみで同人数枠が埋まってしまう。
進学中学校	小学校への入学時に進学中学校の異なる、通学区域の小学校を選択した場合、中学校進学時には就学した小学校の進学中学校を希望する場合には抽選において優先扱いとする。	採用していない*	・選択した小学校区の中学校に入学できることにより小学校からの友人関係の継続が図れることなどが期待できる。	・小学校選択時に落選した人は中学校選択時に劣後対応となる。 ・特に「受入可能人数」が少ない場合には、進学中学校優先者のみで同人数枠が埋まってしまう。

*：平成27年度の学校選択制の導入にあたり当区では限られた受入人数枠のなかで選択の機会をできるだけ平等かつ公平に設けるという観点から採用しないこととした。



[トップページ](#) > [子育て・教育](#) > [教育（小学校・中学校・小中一貫校）](#) > [学校選択制](#) > [学校選択制](#) >

東住吉区学校選択制（令和6年4月入学者対象）における最終希望調査結果のお知らせと公開抽選の実施について

東住吉区学校選択制（令和6年4月入学者対象）における最終希望調査結果のお知らせと公開抽選の実施について

ページ番号：612952 2023年12月4日

学校選択制 最終希望調査結果の案内

令和6年4月に小・中学校へ入学予定の学校選択制希望調査について、希望変更期間の手続きが終了しましたので、最終集計結果をお知らせします。

また、最終結果を踏まえた抽選の有無の通知は「**通学区域以外の学校**」を選択された方のみ発送しています。

- [各学校の最終希望状況](#)
- [公開抽選について](#)
- [結果の公表について](#)

各学校の最終希望状況

小学校

- 東住吉区内で抽選となる小学校はございません。

最終希望調査結果表（小学校）

小学校 (特)：特別支援学級	通学区域からの 希望者数	通学区域外からの			抽選の有無
		第1希望者数	第2希望者数	受入可能人数	
桑津小学校	100	7	0	30	—
桑津小学校（特）		0	0	3	—
北田辺小学校	60	4	0	31	—
北田辺小学校（特）		2	0	5	—
田辺小学校	108	13	1	18	—
田辺小学校（特）		0	0	空き待ち	—
東田辺小学校	38	7	1	55	—

東田辺小学校（特）		0	0	1	—
南田辺小学校	111	8	0	24	—
南田辺小学校（特）		0	0	3	—
南百済小学校	61	18	2	70	—
南百済小学校（特）		1	0	7	—
育和小学校	103	2	0	21	—
育和小学校（特）		0	0	1	—
鷹合小学校	53	12	0	38	—
鷹合小学校（特）		1	0	2	—
今川小学校	89	10	0	36	—
今川小学校（特）		1	0	1	—
矢田東小学校	35	12	1	52	—
矢田東小学校（特）		0	0	20	—
矢田西小学校	41	2	0	55	—
矢田西小学校（特）		0	0	7	—
矢田北小学校	25	9	1	30	—
矢田北小学校（特）		0	0	空き待ち	—
湯里小学校	21	2	0	63	—
湯里小学校（特）		0	0	1	—

最終希望調査結果表（小中一貫校）（中学校）

小中一貫校 （特）：特別支援学級	通学区域からの 希望者数	通学区域外からの		抽選の有無
		第1希望者数	受入可能人数	
矢田（やたなか小中一貫）	14	7	37	—
矢田（やたなか小中一貫）（特）		1	1	—

・小中一貫校の詳細情報は[教育委員会事務局ホームページ](http://www.city.osaka.lg.jp/higashisumiyoshi/page/0000612952.html#01)をご参照ください。

中学校

- 東住吉区内で抽選となる中学校は、田辺中学校、東住吉中学校です。
- 田辺中学校については、補欠順位の抽選のみとなります。

最終希望調査結果表（中学校）

中学校 (特)：特別支援学級	通学区域からの 希望者数	通学区域外からの		受入可能人数	抽選の有無
		第1希望者数	第2希望者数		
田辺中学校	248	24	1	空き待ち	抽選(補欠)
田辺中学校(特)		1	0	1	—
東住吉中学校	196	4	1	1	抽選
東住吉中学校(特)		0	0	1	—
中野中学校	187	14	3	40	—
中野中学校(特)		0	0	4	—
矢田中学校	59	1	1	52	—
矢田中学校(特)		0	0	5	—
白鷺中学校	184	4	0	18	—
白鷺中学校(特)		0	0	10	—
矢田西中学校	43	2	0	77	—
矢田西中学校(特)		0	0	9	—

最終希望調査結果表（小中一貫校）（中学校）

小中一貫校 (特)：特別支援学級	通学区域からの 希望者数	通学区域外からの		抽選の有無
		第1希望者数	受入可能人数	
矢田南（やたなか小中一貫）	23	3	48	—
矢田南（やたなか小中一貫）(特)		2	4	—

- 通学区域以外からの希望者数が受入可能人数よりも多い場合は抽選になります。
- 小中一貫校の詳細情報は[教育委員会事務局ホームページ](http://www.city.osaka.lg.jp/higashiumiyoshi/page/0000612952.html#01)をご参照ください。

公開抽選について

区内抽選実施校

小学校：なし

中学校：田辺中学校※、東住吉中学校

※田辺中学校については補欠順位の抽選のみとなります。

日時

令和5年12月11日（月曜日）午後2時～

会場

東住吉区役所 区民ホール（大阪市東住吉区東田辺1-13-4）

公開抽選実施について

東住吉区学校選択制公開抽選実施について

 [東住吉区学校選択制公開抽選実施について\(PDF形式, 132.52KB\)](#)

 CC (クリエイティブコモンズ) ライセンス  におけるCC-BY4.0  で提供いたします。

オープンデータを探す
大阪市オープンデータポータルサイト >

 Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償） 

PDFファイルを開観できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DCをダウンロード（無償）してください。

結果の公表について

抽選の結果につきましては、抽選日以降に東住吉区のホームページで公表します。

12月下旬頃に郵送します「就学通知書」をもって抽選結果のお知らせとします。

なお、学校選択制度を利用し「通学区域外の学校」を選択された方への「就学通知書」は、次の内容を送付します。

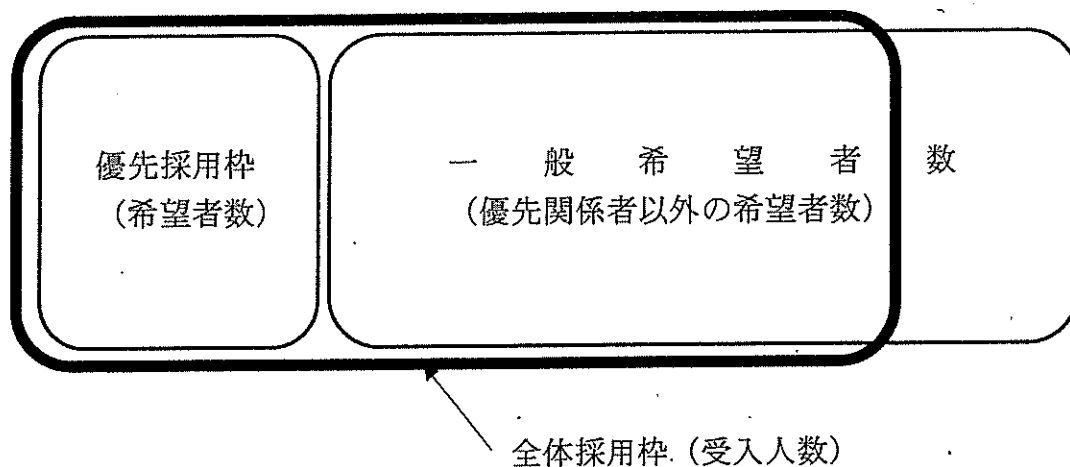
- 当選となった方・・・希望する学校名が記載された「就学通知書」
- 補欠登録となった方・・・通学区域の学校名が記載された「就学通知書」と、「補欠番号通知書」、「補欠登録辞退届」

補欠登録となった方の繰り上げ対応等については、「東住吉区学校選択制公開抽選実施について」の【5 繰り上げ当選】をご確認ください。

SNSリンクは別ウィンドウで開きます

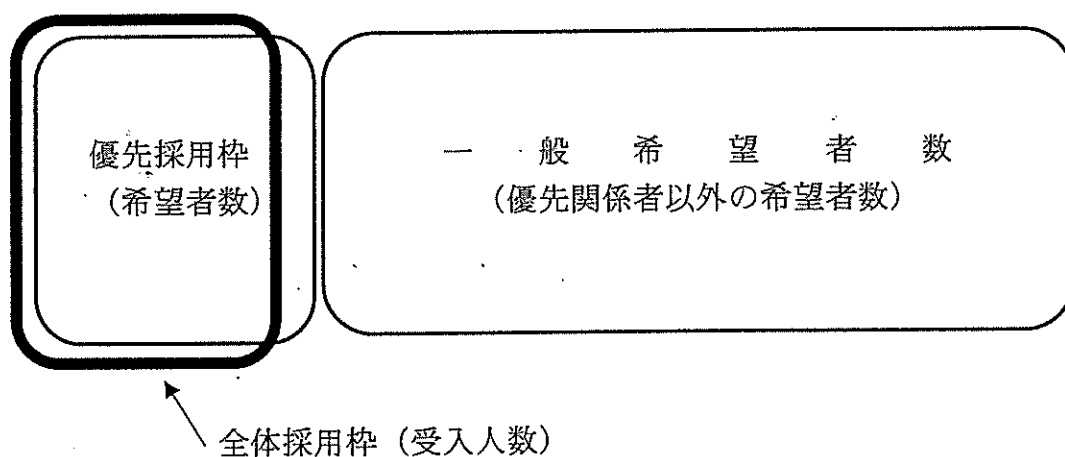


◆ 一般的な優先制度の模式図（イメージ）



一般的な条件：優先採用枠（優先希望者数） < 全体採用枠（受入人数）
（優先採用枠は全体採用枠より小さいこと）

◆ 東住吉区で優先関係を導入した場合、一部の学校で想定される状況の模式図



・想定される状況：優先採用枠（優先希望者数） > 全体採用枠（受入人数）

・全体採用枠（受入人数）が小さく、上記の一般的な条件（関係）を満たさないため、一般希望者（優先関係者以外の希望者）は一人も採用されず、実態上、全体の採用制度（学校選択制）から排除されてしまうこととなる。

